

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年四月二十一日法律第三十六号）（抄）

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条から第九条までを削る。

附則第十条の見出しを「（ふん尿等の排出に係る経過措置）」に改め、同条中「生ずる日」を「生じた日（平成十五年九月二十七日。以下この条及び次条において単に「発効日」という。）」に、「船舶又は海洋施設」を「船舶」に、「同日」を「発効日」に改め、「又は海洋施設」を削り、「第四条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新海洋汚染等防止法」という。）」に、「附則第一条第七号に定める日から条約附属書 が効力を生ずる日」を「発効日」に、「十年」を「五年以上十年以内において政令で定める期間」に改め、「又は同法第十八条第二項」を削り、同条を附則第二条とする。

附則第十一条の見出しを「（ふん尿等排出防止設備に係る経過措置）」に改め、同条第一項中「条約附属書 が効力を生ずる日」及び「同日」を「発効日」に、「十年」を「五年以上十年以内において政令で定める期間」に、「第五条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下この条において「新法」という。）」を「新海洋汚染等防止法」に、「第十七条の七第一項（新法）を「第十九条の四十一第一項（新海洋汚染等防止法）に、「第十七条の十第一項及び第二項（新法）を「第十九条の四十四第一項及び第二項（新海洋汚染等防止法）に、「海洋汚染防止証書」を「海洋汚染等防止証書」に改め、同条第二項中「新法」を「新海洋汚染等防止法」に、「第十七条の二」を「第十九条の三十六」に、「附則第一条第八号に規定する条約附属書 が効力を生ずる日」を「附則第二条に規定する発効日」に、「十年」を「五年以上十年以内において政令で定める期間」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第十二条を削り、附則第十三条を附則第四条とする。

附則第十四条中「附則第二条から第五条まで、第七条、第八条、第十条及び第十一条」を「附則第二条及び第三条」に改め、同条を附則第五条とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「第二議定書」という。）が日本国について効力を生ずる日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 （略）

三 第三条中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第十条の改正規定（「船舶又は海洋施設」を「船舶」に改める部分及び「十年」を「五年以上十年以内において政令で定める期間」に改める部分並びに「又は海洋施設を設置者」を削る部分及び「又は同法第十八条第二項」を削る部分に限る。）及び同法附則第十一条の改正規定（「十年」を「五年以上十年以内において政令で定める期間」に改める部分に限る。） 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

